

会計第83号  
令和2年3月27日

各 位

(福井県競争入札参加資格者名簿登録業者)

福井県会計管理者

### 物品調達および検査体制の見直しについて

日頃から、県政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成22年度から現行体制で行っている消耗品や印刷製本などの物品調達および納品検査について、業務効率化・合理化を図るため、令和2年4月1日より下記のとおり見直すことといたします。

なお、引き続き別添依頼事項等への御協力をお願いいたします。

### 記

- 1 一元化する集中調達金額の引き上げ（令和2年度予算執行分より）  
会計課が行う集中調達は予定価格が10万円以上の物品等とします。  
（現状は、予定価格が3万円以上の物品等について実施）
- 2 納品検査の見直し（令和2年4月1日以降納品分より）  
全ての物品等において発注所属が納品検査を行います。  
（現状は、原則、予定価格が1万円以上の物品等について会計課（室）が実施）  
令和2年3月に年度開始前準備行為で契約した物品等の検査については、会計課へ御相談ください。

担当 会計局会計課  
総務第三グループ  
電話 0776-20-0253

## 【依頼事項等】

### 1 物品等の納入と納期の厳守等について

物品等の見積書、納品書および請求書には、必ずそれぞれの日付を記載し、納品書は納品日ごとに作成するとともに、請求の遅れや漏れがないようお願いいたします。

また、物品等の納入に当たっては、納期の厳守をお願いいたします。

特に、3月の納入予定が遅れて、4月に納入される場合、「翌年度納入」となり、不適正な経理処理になります。

県も早期発注に努めますので、御注意くださるようお願いいたします。

### 2 物品等の調達事務にかかる確認調査について

県の物品等の調達事務が適正に行われていることを確認するため、皆様方の帳簿や納品台帳等の内容に関する調査をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

### 3 物品等の調達に関する相談等について

(1) 不適正な経理処理を防止するため、平成22年度から弁護士による外部通報窓口を設置しております。発注所属から実体と合わない納品書や請求書等を求められる場合など不適正と思われる事案が生じた場合または生じる恐れがある場合は、通報・相談してください。また、匿名での通報も可能ですので、活用願います。

(福井県ホームページ>組織一覧>人事課>県の事務執行に関する通報について)

(2) 事業者の方々が不適正な経理処理に関与した場合には、「物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名を停止することになります。